

添付法令資料 4 :

映画の配給、上映、輸出及び輸入に関する 2019 年 9 月 24 日付
インドネシア共和国教育文化大臣規則 No.34 (目次)
同月 27 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	映画の配給
第 1 節	通則 (第 2 条ないし第 4 条)
第 2 節	映画配給事業者の権利及び義務 (第 5 条及び第 6 条)
第 3 節	映画上映事業者の権利及び義務 (第 7 条ないし第 10 条)
第 4 節	監督 (第 11 条)
第 3 章	映画の上映 (第 12 条ないし第 19 条)
第 4 章	映画の輸出及び輸入
第 1 節	映画の輸出 (第 20 条及び第 21 条)
第 2 節	映画の輸入 (第 22 条ないし第 28 条)
第 5 章	経過規定 (第 29 条及び第 30 条)
第 6 章	終則 (第 31 条)